

特定非営利活動法人日本スパ＆ウェルエスツーリズム協会
専門家紹介事業実施要綱

(目的)

第1条 ウエルネス、スパ、ウェルネスツーリズムなどの課題（経営、資金、人材、情報化等）の解決に取り組む国内の自治体、中小企業等（以下、「事業者」という。）に対し、専門家を紹介し、適切な診断・助言を行うことにより、経営課題の解決を図り、事業者の成長と発展を促進することで、ウエルネス、スパ、ウェルネスツーリズムの発展を目的とする。

(事業内容)

第2条 事業者に対し、当協会に登録された専門家の紹介を行う。

(専門家紹介の実施)

第3条 診断・助言を希望する事業者は、特定非営利活動法人日本スパ＆ウェルエスツーリズム協会（以下、「協会」という。）に申込書（様式1）を提出しなければならない。

2 協会は、事業者から提出された申込書の内容を検討し、専門家を選定する。

3 初回の専門家紹介面談にかかる診断・助言時間は、1時間から3時間程度とし、ウェブまたは対面で行う。

(専門家の登録)

第4条 協会は、専門家登録申請書（様式2）に基づき専門家の登録申請を受け付ける。

2 協会は、専門家登録申請書及び面談等により登録審査を行い、理事会において審査を通過した者を登録する。

3 専門家は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに専門家登録申請書（様式3（変更））を協会に提出しなければならない。

(専門家の登録抹消)

第5条 協会は、前条により登録した専門家が下記の行為をした場合、登録を抹消することができる。

- (1) 専門家登録抹消届出書（様式4）を提出した場合
- (2) 専門家登録申請書の記載内容に虚偽が判明した場合
- (3) 本要綱で定めた謝金額を遵守しない場合
- (4) 実施報告書に虚偽を記載した場合
- (5) 専門家登録から5年を経過しても専門家としての派遣実績がない場合
- (6) その他、協会が専門家としてふさわしくないと認めた場合

(専門家の守秘義務)

第6条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た中小企業の機密情報を漏洩してはならない。

(専門家謝金)

第7条 専門家の謝金は、初回の面談は無料とする。

2 その後は各々の契約内容によって直接受け渡しするものとする。

(専門家旅費)

第8条 専門家の旅費は、事業者の旅費規定に準じて事業者負担とする。

(報告書の提出)

第9条 専門家派遣終了後、業務実施報告書（様式5）を速やかに協会に提出するものとする。

附則1 この要綱に定めるほか、事業の運営に必要な事項は理事長が定めるものとする。

(別表) 様式一覧

様式1 専門家紹介申込書

様式2 専門家登録申請書

様式3 専門家登録申請書〔変更〕

様式4 専門家登録抹消届出書

様式5 業務実施報告書